

フィリオ森孝東保育園 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	一般財団法人こども育成財団
所 在 地	名古屋市中村区名駅南3丁目6-6
電 話 番 号	052-551-6363
代 表 者 氏 名	代表理事 木村まみ

第2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所		
施 設 の 名 称	フィリオ森孝東保育園		
施 設 の 所 在 地	名古屋守山区森孝東一丁目638番		
連 絡 先	電 話 052-778-0202 FAX 052-778-0204		
管 理 者	園長 井村 彰子		
開 設 年 月 日	平成29年4月1日		
開 設 時 間	7:30~19:30		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
利 用 定 員	2号認定子ども(3~5歳児)		42人
	3号認定子ども	満1歳以上(1・2歳児)	28人
		満1歳未満(0歳児)	9人

第3 法人の目的・運営方針

私たちこども育成財団は、全ての子どもたちが自信と希望を持ち、他者との関わりの中で個性を見つけ、互いに尊重しながら自らの将来を切り拓くことができる子どもの育成を目指します。そのために、すべてのこどもがその可能性を最大限に伸ばすことが出来る状態を、大人の責任において、こどもたちとともに創りだしていきます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	437.43㎡
	園 庭	134.05㎡
園 舎	構 造	木造
	延 べ 面 積	365.87㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	2 室	0 歳児クラス、1 歳児クラス
保 育 室	3 室	2 ～ 5 歳児クラス
調 理 室	1 室	
事 務 室	1 室	

第 5 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日名古屋市条例第 100 号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任	1	1		
保育士	13	8	5	
調理員	2	2		
嘱託医	2		2	
用務員	1		1	

※ 子どもの入所人数によって保育士の配置人数が変更になることがあります。

第 6 職員の勤務体制

早番勤務	7 : 15 ～ 16 : 15
通常勤務	8 : 30 ～ 17 : 30
遅番勤務	9 : 00 ～ 18 : 00

※ 原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休 2 日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

第 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除きます。

また、非常災害や感染症蔓延時その他急迫の事情があるときは、臨時休園となる場合があります。

第8 保育を提供する時間

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。延長を希望される場合は、申請用紙にご記入の上、前もってご提出をお願いします。急な延長はお受けできないこともありますので、ご了承ください。

- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで及び16時から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

- (3) クラス別を主体とした保育は、おおむね平日の9時から15時30分までです。ただし、土曜日は異年齢合同保育等を行います。土曜日保育を希望の際は、給食数の都合上、前月末までに希望表の提出をお願いします。

- (4) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、クラス別保育が終わった時刻までとします。

- (5) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

【保育方針】

●一人ひとりの子どもを大切にします

子どもの個性を受け止め、ゆったりとした環境の中で子どもが保育者に慣れ親しむことができるようにしていきます。

●子どもの主体的な活動を保障し、自ら学ぶ心を育てます

- ・子どもの関心や興味を活動の起点とし、子どもと保育者が共に作り上げていくプロセスを大切にします
- ・自然体験や遊びの中で、心身を鍛え、五感を刺激して豊かな感性を育みます
- ・失敗を恐れることなく自ら選んだ目標に挑戦し、満足感や達成感を味わうことで自信につなげていきます

●子どもを真ん中にして、保護者と共に子育てをしていきます

- ・保護者と共に、子どもの良いところや可能性が発揮できるように丁寧に成長を見守り育みます
- ・保護者の「困った」を共に解決していきます

●異文化に触れ、世界に目を向けるきっかけを作ります

異文化体験をする中で、日本の価値と異なる世界が存在することを知り、世界に目を向け広い視野を育てるようにしていきます

●地域の特性を活かし地域との連携を大切にします

様々な人との関わりや、日々の暮らしを通して自然や地域社会のあらゆる資源に接し、経験・知識を得る機会を大切にしていきます

【保育目標】

- I 豊かな人間性を育てるための基礎を養う。
- I 自発性を尊重し、どの子にもある伸びる芽を育てる。
- I 他者を尊重し、集団の中で共に育ちあえる場を整える。

デイリープログラム（1日の流れ）

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児
7:30	順次登園（同室でお受け入れ）→9時頃各クラスに移動			
9:15	おやつ 発達に合わせた遊び（わらべうた） 個々の生活リズムに合わせて睡眠・授乳・離乳食	おやつ 外遊び（園庭、ベランダ、公園、散歩等） 室内遊び（探索、遊具、運動等）自分で選んだ遊び	おやつ 外遊び（園庭、公園、散歩等） 室内遊び（ごっこ遊び、遊具、運動、粘土、制作、楽器等）自分で選んだ遊び	様々な環境（保育室、園庭、公園、散歩道、社会資源等）の中で生活することを基本にしながら、自然・文化に触れ、集団生活の中で人間関係を深めていく活動。（異文化交流、わらべうた、リズム遊び等） ※子どもが自ら選び、考え、学ぶ力を信頼し、必要な環境を用意していきます。
11:15		少人数での給食 食事後個々に合わせてお昼寝		
11:30			給食 食事後個々に合わせてお昼寝	給食 お昼寝または休息
14:30		起きた子から自分で選んだ遊び	起きた子から自分で選んだ遊び	自分で選んだ遊び
15:00	おやつ			
15:30	順次降園→17時頃から同室に移動			
18:30 19:30	延長保育（異年齢同室）			

*給食は調理室にて手作りです。離乳食、食物アレルギー対応食の提供は個々にご相談させていただきます。

<給食の提供>

3歳未満児・3歳児以上児それぞれの名古屋市栄養価摂取基準を満たした独自のメニューを提供しています。各家庭にも毎月献立表を配布します。食物アレルギーがある場合は、病院で検査を受け、その結果と医師のご指導のもとにご相談させていただきますので、お申し出ください。

<年間行事>

月	行事
4月	・入園式
5月	・端午の節句 ・内科健診
6月	・歯科検診・裸足あそび
7月	・保育参加 ・水あそび
8月	・プールあそび
9月	
10月	・うんどうかい（親子） ・ハロウィン ・内科健診
11月	・保育参加
12月	・クリスマス会 ・もちつき
1月	・お正月あそび
2月	・節分会
3月	・ひなまつり会 ・卒園式

*身体測定・避難訓練は毎月実施します

*年2回、内科健診を実施します *クラス懇談会、個人懇談は随時ご案内いたします

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が満6歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 園児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

<内科>

医 療 機 関 の 名 称	ものえ内科クリニック
医 師 名	物江孝司 院長
所 在 地	名古屋市守山区向台1丁目303番
電 話 番 号	052-760-2324

<歯科>

医 療 機 関 の 名 称	医療法人 広充会 小島歯科
医 師 名	小島 弘充
所 在 地	名古屋市守山区幸心1丁目717番地
電 話 番 号	052-794-1184

(2) ほいくのほけん・こどもえんのほけん、日本スポーツ振興センターへの加入

当園では、万が一の際に備え、全国私立保育園連盟のほいくのほけん・こどもえんのほけん、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に加入いたします。

- ・全国私立保育園連盟 ほいくのほけん・こどもえんのほけん

園賠償責任保険 補償限度額 対人：1名1億円／1事故：7億円

対物：1事故200万円

- ・独立行政法人 日本スポーツ振興センター（概要については別紙1参照）

※上記の保険の加入について、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ ほいくのほけん・こどもえんのほけんについては、保護者負担金はありません。

■ 災害共済掛金（年額 保護者負担額）

保護者等負担額 315円/年（法人負担額 35円/年）

要保護園児負担額 36円/年（法人負担額 4円/年）

第 1 3 非常災害対策

暴 風 警 報 発 令 時	・午前6時時点で気象庁からの発表（NHK）があった場合は、登園を見合わせてください。 ・午前6時までに警報が解除された場合は平常通りの保育を行います。 ・午前6時を過ぎてから午前11時までに解除された場合は、午後1時以降保育を行います。但し、昼食は済ませてからご登園ください。午前11時以降に解除された場合は原則として警報解除後2時間後より保育を再開します。 ・在園時に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。
---------------	--

警戒レベル3（高齢者等避難）発令時 警戒レベル4(避難指示)発令時 特 別 警 報 発 令 時	・解除されるまで休園となりますので、登園後に発令された場合は、できる限り早くお迎えにきてください。 ・避難指示発令の場合は、避難所へ避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えにきてください。
南海トラフ地震に関する 情報発表時	・休園となる場合があります。登園後に発表された場合も、園から発表後の対応連絡はしますが、各自メディアの情報を基にご判断いただき、災害に備えた行動をとってください。
避 難 訓 練	・避難訓練は、毎月1回実施します。
非 常 災 害 用 備 蓄	・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

※通常時のお迎えと異なる方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者からご連絡をいただき、保護者証をお持ちください。保護者証がない場合、保護者への確認がとれるまでお待ちいただくことがあります。

※大雨・洪水警報または津波警報発令の場合は、園やその周辺の状況により対策が変わりますので、ご承知ください。

※森孝東小学校へ避難する場合があります。

第14 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

また、園児の身体に不審な怪我や痣が見られる場合、虐待の疑いがあると思われる場合には、警察又は児童相談所等に連絡することがあります。

※欠席・遅刻の連絡がない場合は、園から保護者の方へ連絡をさせていただきます。

※連絡が取れない場合は家庭訪問をさせていただく場合がございます。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当 園 苦 情 相 談 窓 口	保育園内 苦情解決責任者 園長 井村 彰子 苦情受付担当者 主任 水谷 早苗 こども育成財団 苦情対策室 052-551-6363
苦情受付相談第三者委員会	名古屋市社会福祉協議会 第3者委員会 電 話 052-910-7976 <受付> 9:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第16 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復ください。出入り口、駐車場などでは、通行に充分注意し、お子さまの手を離さないようにしてください。
- (2) 車や自転車の駐車は、指定の場所をご利用ください。近隣へのご迷惑になりますので、他の場所へはくれぐれもお停めにならないようお願いいたします。また、車から離れる時は、エンジンを必ずお止めいただき、貴重品を必ずお持ちになり施錠をしてください。
- (3) 当園では安全のため、保護者証を発行致します。送迎の際には必ず着用してください。保護者証をお持ちでない同伴者（保護者以外のご家族や親せき等）がある場合は、職員室まで必ずお声掛けください。また、通常のお迎えでない方がお迎えにいらっしゃる場合には、保護者の方より前もって必ずご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、お子さまの安全のため、確認がとれるまでお子さまをお渡しできませんのでご了承ください。
※コドモンカードの取り扱いには十分注意し、紛失した場合は速やかにお申し出ください。
- (4) お子さまが安定して過ごせるように、保育室への入室に制限を設けることがあります。入室制限の場所・時間帯などは別途お知らせします。
- (5) 毎日朝の食事前に体温を測り、連絡帳に入力をお願いします。また前日の熱や嘔吐・下痢など健康上変わったことがあれば、些細なことでも構いませんので登園時にお知らせください。下記のような場合は登園を見合わせ、医師の診断を受けるなど早めのご対応をお願いします。
 - ・体温が37.5℃以上の時（目安です。その他の様子も含めてご相談ください）
 - ・ひきつけ、ぜんそく等の特殊症状が出た時
 - ・咳こみが激しい、下痢、嘔吐等が前日から繰り返す（朝から2回以上ある）時、通常の食事がとれない時。
 - ・学校伝染病など感染症による出席停止期間（登園は医師の許可が出てからお願いします）また、在園中に発熱や異常があった際には、保護者の方に電話でご連絡させていただくことがあります。必ず連絡がとれる番号を、緊急連絡表にご記入ください。
- (6) 欠席の場合は、9時までに必ず連絡してください。
- (7) 原則として薬はご家庭でお済ませください。やむを得ず園での与薬が必要な場合は、与薬依頼書にご記入いただき、医師の処方箋を併せて職員に直接お渡しください。直接のご依頼がない場合は依頼書があっても与薬を見合わせますのでご了承ください。薬の保管は致しかねます。飲み薬は必ず1回分を容器に入れてお持ちください。市販の薬、頓服の与薬はお断わりしています。
※この重要事項説明書の内容は、令和7年4月現在の情報です。

【別 表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
3歳以上児にかかる 主食費	保育所は3歳以上児に対し、主食(米飯及びパン)の提供を行い、その費用の負担を求めたもの。 ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免されます。	月額 1000 円
3歳以上児にかかる 副食費	保育所は3歳以上児に対し、副食(主食以外)の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※特別の配慮を要する事情により、副食の提供を行わない場合や年収360万円未満相当世帯又は第3子以降のお子さんは、副食費が減免されます。	月額 4,500 円
英語教材費 (2～5歳児)	1か月に2回ECCによる英語教室に参加します。	月額 1,000 円
おむつ・おしり拭き サブスク	園で使用する紙おむつ、おしり拭きを無制限で使用する費用	標準時間 月額 3,700 円
		短時間 月額 3,400 円
行事協力費	行事開催のための会場費・プレゼント代など	年額 1,800 円
カラー帽子代(入園時)	クラスカラーのものを購入	1個 960 円(税込)
コットカバー(入園時)	午睡で個人使用するため(0～1歳児用)	1枚 1,500 円(税込)
	午睡で個人使用するため(2～3歳児用)	1枚 1,900 円(税込)
クレヨン (入園時・幼児のみ)	製作で個人使用するため	1箱 700 円(税込)
はさみ (入園時・幼児のみ)	製作で個人使用するため	1丁 420 円(税込)
制作帳(全年齢)	製作で個人使用するため	1冊 500 円(税込)
おたより袋	園で個人使用するため	1枚 320 円(税込)
ねんど(幼児のみ)	製作で個人使用するため	1個 320 円(税込)
ねんどケース (入園時・幼児のみ)	製作で個人使用するため	1個 300 円(税込)
のり(入園時・幼児のみ)	製作で個人使用するため	1個 240 円(税込)
じゅうがちょう(4・5歳児)	園で個人使用するため	1冊 380 円(税込)
絵本(全年齢)	園、家庭で個人使用するため	月 400 円前後 (税込)
紙おむつ	不足した際に使用するため(サブスク不要者)	1枚 50 円(税込)
パンツ	不足した際に使用するため	1枚 350 円(税込)

※その他、保護者会費などの費用が発生することがあります※金額は、変更される場合があります。

2 延長保育にかかる利用者負担

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規定で定めた利用料をお支払いただきます。

現行の延長保育事業にかかる利用者負担

項 目	区 分	金 額
延長保育利用料	A階層・BG階層・B階層	0 円
	C1~C3 階層	日額 100 円
	C4~C16 階層	日額 200 円

※ 利用時には、延長補食代（50 円/日）を別途徴収いたします。（全階層対象・月額上限 1,000 円）

改定令和 7 年 4 月